

浦臼町認定こども園なかよし新規利用手続きについて

平成31年4月から浦臼町認定こども園なかよしの利用を新規に希望する方について、下記のとおり申請を受け付けます。

なお、利用を希望される方が多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

○申請受付期間 平成31年1月7日（月）から平成31年1月24日（木）まで

※上記の期間以外も随時申請は可能ですが、利用者が多数だった場合、上記の期間に申請された方が優先になりますのでご注意ください。

○申請に必要なもの ①支給認定兼利用申請書（くらし応援課の窓口でお渡し致します。）

②印鑑、③就労証明書〔保育を必要とされる方のみ提出〕

※就労以外の方は保育を必要とする事由を証明する書類を添付。

○提出場所 くらし応援課住民係（1～3号認定全て受付可能）

浦臼町認定こども園なかよし（1号認定のみ受付可能）

※浦臼町ホームページから電子申請による申請も可能です。

【参考】

認定区分	内 容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児童で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上 ・保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満 ・保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

○保育標準時間

主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務の場合。最大11時間まで利用できます。

○保育短時間

主に保護者のいずれもが、あるいは、いずれかがパートタイム勤務の場合など。

最大8時間まで利用できます。

○問合せ先 くらし応援課住民係（0125-68-2112）

※浦臼町認定こども園なかよし以外の施設を広域利用により希望される方は上記連絡先に別途ご相談ください。

浦臼町認定こども園なかよし継続利用手続きについて

【1号認定の方】

2号認定（保育利用）への変更申請について

現在、保育を必要としない1号認定でなかよしに在園している児童で、平成31年2月から4月までの間に保育を必要とする2号認定への変更を予定されている方は下記のとおり変更申請の提出をお願い致します。

1. 提出書類

- ①支給認定変更申請書（浦臼町認定こども園なかよし、役場暮らし応援課窓口いずれかで用紙を受け取りください。）
- ②就労証明書（証明日が平成31年1月1日以降のものを有効とします。）
- ③その他保育が必要なことを証明する書類（就労以外の事由の場合）

2. 提出場所 暮らし応援課住民係

3. 提出期間 平成31年1月7日（月）から平成31年1月24日（木）まで

※上記の期間以外も随時申請は可能ですが、利用者が多数だった場合、上記の期間に申請された方が優先になりますのでご注意ください。

【2号3号認定の方】

認定こども園の利用に伴う現況届の提出について

子ども・子育て新制度では、認定こども園等を利用している方を対象として保育を必要とする事由に該当していることを確認するため、年に1度、現況届の提出をお願いしております。

※現況届の提出がない場合、現在の保育の必要性が確認できず、引き続き認定こども園等の施設利用が出来なくなりますので、必ず提出するようお願い致します。

1. 対象児童

平成31年2月1日時点で浦臼町認定こども園なかよしに在籍する児童（2・3号認定）

※5歳児（らいおん組）と町外から通う児童を除く。

2. 提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届（浦臼町認定こども園なかよし、役場暮らし応援課窓口いずれかで用紙を受け取りください。）
- ②在職（就労）証明書（証明日が平成31年2月1日以降のものを有効とします。）
- ③その他保育が必要なことを証明する書類（就労以外の事由の場合）

3. 提出場所 ・浦臼町認定こども園なかよし

・暮らし応援課住民係

4. 提出期間 平成31年2月1日（金）から平成31年2月28日（木）まで

○問合せ先 暮らし応援課住民係（0125-68-2112）

振り込めサギには十分注意しましょう！